

議案第 26 号

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

「第1章 町が行なう国民健康保険」を「第1章 町が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出し及び同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章中第3条を第3条の2とする。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を第3条とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（名称）

第2条 法第11条第2項の規定により町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の名称は、木古内町国民健康保険運営協議会とする。

第9条第2項中「第8条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部改正）

2 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

国民健康保険運営協議会	委員	日額 3,000円
-------------	----	-----------

」を「

木古内町国民健康保険運営協議会	委員	日額 3,000円
-----------------	----	-----------

」に改める。